

議 案 目 録

令和4年(2022年)1月26日

番 号	件 名
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第14号))
議案第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第15号))
議案第 3 号	令和3年度(2021年度)彦根市一般会計補正予算(第16号)
議案第 4 号	令和3年度(2021年度)彦根市病院事業会計補正予算(第2号)
報告第 1 号	和解および損害賠償の額の決定について
報告第 2 号	損害賠償の額の決定について
報告第 3 号	和解および損害賠償の額の決定について

報告第 1 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)1 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 24 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)12 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 55,000 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 4 月 19 日午前 7 時 30 分頃、彦根市出町 156 番 1 地先の市道中山道線において、相手方の車両が南方向に走行していたところ、当該道路の陥没部分に相手方の車両の前輪が落下したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 2 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)1 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 25 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 3 年(2021 年)12 月 27 日

彦根市長 和 田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 68,590 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 9 月 20 日午前 10 時 30 分頃、彦根市原町 306 番 1 地先の市道中山道線において、北方向に走行していた相手方の車両が当該道路の側溝上に設置していたグレーチングの上を通過したところ、当該グレーチングが跳ね上がったことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 3 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)1 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

専決第 2 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)1 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○

(3) 法定代理人

ア 父

(ア) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(イ) 氏名 ○ ○ ○ ○

イ 母

(ア) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(イ) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 73,065 円を支払う。

3 事案の概要

令和 3 年 7 月 18 日午前 10 時 30 分頃、彦根市正法寺町 410 番 12 地先の市道正法寺高宮線において、南西方向に走行していた相手方の自転車の前輪が、当該道路を横断する側溝上に設置していたグレーチングの隙間にはまり、相手方が転倒したことにより、相手方が負傷したもの